

議案第26号 説明資料

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3 月24日 条例第25号)</p> <p>第 1 条～第 6 条 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、27,800円とする。</p> <p>3 略</p> <p>第 8 条～第26条 略</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3 月24日 条例第25号)</p> <p>第 1 条～第 6 条 略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、27,800円とする。</p> <p>3 略</p> <p>第 8 条～第26条 略</p>